

令和2年度企業向け人権啓発講座

『京都から、人権を考える～同和問題の視点から～』

講師：山本 崇記氏（静岡大学人文社会科学部 准教授）

【講演内容】

○部落問題理解の悪循環

部落問題は、非常に分かりにくいと言われている。その大きな要因の一つは、具体的に人と地域に言及することが難しいからだ。それらを特定することそのものが、差別被害を生むと考えられているからである。

近年、インターネットなどにおける「アウティング」と言われる、「部落暴き」が横行している。どこに部落があり、誰が部落民かを、勝手に、摘示するということである。

一方で、人と地域を念頭に置くことで、部落問題は具体性を帯びる。それができにくい社会になっているという部分が、部落問題理解の「空洞化」を生んでいる。

部落差別解消推進法という法律が2016年12月に制定された。法律ができた意義はあるものの、人と地域に言及してはいけないという流れに拍車がかかるだろう。

さらに、2018年12月に、法務省が、インターネット上での部落に関する情報の摘示を「違法」とする、踏み込んだ通知を出した。ますます部落問題、部落差別というのは見えにくくなる、分かりにくくなるという逆説的な効果がある。人権を守るという点で大事な傾向ではあるが、それが本当に部落問題の理解につながるかというと、難しい面もある。これが、部落問題理解を阻む「悪循環」を生んでいる。

○部落差別解消推進法と6条調査

この法律の目的では、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」とされている。国のレベルで、部落差別が未だ残っているということが明記されたこと、インターネットという文脈が念頭に置かれたという点が特徴である。

国のレベルで同和問題に取り組む法律は、2002年に失効した。その後、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」で同和行政を整理したのが2009年だった。この15年間、2002年から2016年ぐらいまでの間というのは、部落問題に法的なレベルで対応するための根拠が大きく失われ、部落問題そのものに非常に言及しづらくなってきた。

同法第6条では、「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。」とし、いわゆる「6条調査」として、報告結果を2020年6月に出した。

参議院法務委員会の附帯決議「部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること」に強く影響を受けた調査だったという印象だ。国レベルでは、人と地域を特定することのリスクを回避したいということであり、差別事例、差別事案を地方自治体から収集する形を取り、特定地区の生活実態調査をしないということであった。

インターネット上の部落差別に係る調査では、部落はどこかということを識別する情報の摘示、特定個人に対する誹謗中傷、不特定者に対する誹謗中傷のいずれも一定数あるという結果になった。特定のウェブサイトへの集中傾向、差別的な意図で閲覧しているとうかがわれる者が一定数存在するという結論でもあった。

同和全般・部落全般に対する誹謗中傷、あるいは、具体的な地域を特定したものがあるということ、また、結婚・交際という点で、偏見や差別が依然として残っているという指摘もされている。

法律の趣旨であったインターネットに関するものについても、同和地区に関する情報があふれていることを認めた。国がこのような調査を行い、部落問題は未だ解決していない、あるいは新しい形として現存していると明言したことには意味があったと言える。

○インターネット上の問題

インターネット上での人権侵犯事件が増えている。増減はあるものの、一定の割合を占めているのはプライバシー侵害であり、違法性を問えない。一つの懸念事項である。同和地区の情報の摘示が野放しになって対応が遅れている部分である。同法は、理念法なので、具体的に起こっている差別を規制する法律ではない。

また、ネット社会の中で起きている人権侵害に、被害者も気づきにくい。無自覚のままである場合がある。情報が消えない、消せないという性格もあり、非常に深刻である。

○ヘイトスピーチ

近年の差別事象の中の特徴的な事案・事象としてヘイトスピーチがある。ヘイトスピーチ解消法が2016年6月に施行し、街頭でのデモは減ってきているとい

う状況にはある。一方で、ヘイトスピーチに関するインターネット上での人権侵犯、こちらは非常に増えているという状況がある。

ヘイトを目的とした公共施設の利用を制限するガイドラインが、京都府、京都市ともに、2018年にできている。非常に意味のある取組だったと思うが、状況が変わってきている。インターネットに対して効力がない。

さらに、京都市では、選挙活動を通じたヘイト事案が、2019年4月にあった。政治活動を通じてヘイトを撒き散らすという形も出てきている。デモそのものに対しても効力は発揮しない。公的施設の利用制限より、もう少し踏み込んだ規制がヘイトスピーチに関しても必要だ。

デモそのものを規制するというわけでもないし、インターネットや選挙活動を通じたヘイトスピーチというのは、まだ「野放し」になっているので、非常に懸念される。

京都駅の南側にあった京都朝鮮第一初級学校が、「在日特権を許さない市民の会（在特会）」という団体の襲撃を受けた事件が、2009年12月にあった（2010年1月、3月も含めて計3回）。

京都地裁判決が2013年10月に出て、日本で初めてヘイトスピーチが法的に裁かれた。しかし、残念ながら、京都在住の実行者が、同じ場所でヘイトスピーチを繰り返すという事案が2017年4月に起きている。

先日、大阪高裁で刑事裁判控訴審判決（令和2年9月14日）が出た。最高裁でも上告棄却の決定が出され、判決が確定したが、「名誉棄損」という、2009年の事件では侮辱罪であったのに対して、名誉毀損罪というより重い罪で処罰された。それ自体は喜ばしいことだが、名誉棄損を認めつつも、「拉致事件の事実関係を明らかにする公益目的もあった」という趣旨は否定されなかった。

2009年と2010年と続いた朝鮮学校襲撃事件に関する民事裁判の京都地裁判決が出たのは2013年であった。京都朝鮮学園が訴え、約1200万円の損害賠償が認められた画期的な判決だった。今回、京都地検が朝鮮学校をめぐるヘイトを名誉棄損という形で問題視し、刑事裁判で罪が問われたことは一つの前進だった。

○法務省による通知

前述したように、2018年12月、法務省からは「依命通知」が出ている。非常に踏み込んだ内容だ。インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理についてという趣旨で、インターネット上で差別が起きていることを踏まえている。特定の者を同和地区の居住者・出身者等として識別すること自体が、不当に差別されない法的利益等を侵害するものとしている。

さらに踏み込んで、特定の者に対する識別ではなくても、特定の地域が同和地

区である、またはあったと摘示する行為も、このような人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性があるものとした。

法務省が踏み込んだことは歓迎したい。とはいえ、この通知が出たからといって、差別的な投稿が削除されたり、インターネット上の摘示情報が即座になくなったりするわけではない。あくまで法務省（法務局等）が削除要請しやすくなるという程度だとも言える。国レベルで差別規制に前向きになっていることは、地方レベルにも少なくない影響を与えるだろう。自治体が先進的に取り組んできた経過もあり、これを受けて、国の法制度が改善される必要もある。

この通知の背景には、『全国部落調査復刻版出版事件』がある。同和地区や隣保館の一覧をネット上にアウティング（暴露）するものである。かつて、被差別部落の地名をまとめた「部落地名総鑑」という冊子体を、企業が購入し、採用に利用していた事案が 1975 年に大きく問題となった。法務省が回収し廃棄してきたわけだが、別の形でネット上に再出現していると言える。

自ら出自（ルーツ）を名乗る「カミングアウト」がある一方で、第三者が一方的に曝露する「アウティング」があり、まったく異なる。被差別部落出身者が同上の情報の削除を求めて提訴している。

法務省は、明らかにこの案件を想定して依命通知を出し、部落差別解消推進法よりも一歩踏み込んだ対応に入っている。

これまで話してきたヘイトスピーチと部落差別に関する法律は別々に作られており、別のことだと思われがちだが、そうではない。女性、セクシュアルマイノリティ、被差別部落、障害者、どの属性もヘイトスピーチの対象になる。

○差別という現象について

差別の舞台がネットに移行し、差別する者が匿名化し、潜在化していった。それから既に 20 年以上が経つ。いま、差別を行う者が堂々と地域に現れ、具体的にマイノリティを眼前にし、直接的・攻撃的な差別が頻発している。ときに、ユーチューブやニコニコ動画などにリアルタイムで中継し、拡散するという時代になってしまっている。

「新しいレイシズム」という考え方がある。人種的・生物学的な優劣を強調するものが「古典的レイシズム」であり、ナチズムやファシズムが挙げられる。一方で、生活保護に関する報道でも見かけるが、「あいつら不当に得してるんだ」、「差別はもうないのに、弱者の顔をして、行政から様々な利益を引き出している」といった「逆差別」感情が、「新しいレイシズム」と言われている。

様々な事象に共通するものである。熊本県のハンセン病療養所に対して行われた大量差別はがき事件、京都朝鮮学校襲撃事件、そして、神奈川県での障害者施設殺傷事件などが、該当する。強調したいのは、これらは、一部の異常者の行

動ではないということである。

我々の中にある差別意識にどう向き合うかが大切である。コロナ禍になって、私たちはようやくそのことに気付き始めている。差別する側にも立つし、される側にも立ち得るということを確認したい。

コロナ禍で可視化されたことではあるが、自分たち自身も、差別する側、される側としての「当事者」であり、そのような教訓は最低限導き出したいところだ。差別事案を、一部の異常者の行動というふうに考えるのは非常に危険だ。我々の中にある感情と地続きであると考えるべきだろう。

○部落差別を考える

部落問題に関しては人と地域に言及することで、アウティングになる。部落暴きが横行しているのが現代である。地名や苗字、個人の素性まで悪意的に暴露する、匿名・非匿名の情報発信が散乱している。部落の子どもたちが自らの出自を知るのは、こういう歪んだ不正確なネット情報を通じてであることが、被害という点で、非常に危険である。もちろん、加害者になり得る人たちにとってはさらに危険な環境ができてしまっている。

一方で、個人情報やプライバシーの保護の重要性もあり、教育や啓発の場では、具体的な人や地域に触れることはNGとなる。そのため、部落問題を理解するための具体性が失われていく部分もある。

そうすると、教育・啓発というのはやはり「空洞化」していく。ますます、「部落問題って一体何？」となる。部落に関わる情報はできる限り、抽象化し、人と地域に言及してはいけないということになる。

その場合、部落問題を知りたいという「良心的」な関心の行方はどうなるのか。当事者による情報発信が極めて重要となってくる。

大事なのは、そのような場面を、いかに安全に作り出し、支えていくのかということである。ただし、「知る」とか「耳を傾ける」といった程度では十分ではないし、当事者の苦勞から感動を得るということだけでも十分ではない。

京都市の被差別部落に関して、ネット検索してみると、「日本最大のタブー」「同和リアル」「警察沙汰！」とか、センセーショナルな見出しが散見される。単純に、閲覧数を稼ぎたいという思惑が見え隠れしている。

とはいえ、私としてはやはり人と地域に言及することの大切さを強調したい。

部落問題の新たな語り方の模索は既に存在する。当事者の語りや「アライ(ally)」と言われる伴走者の語り、というのは非常に豊かになってきている部分もある。

例えば、滋賀県の靴づくりは、「部落産業」と言われてきたが、職人が高齢化し、伝統が失われかけていた。しかし、新たなブランディングが功を奏し、継承者が現れた。被差別部落や部落問題という切り口でなくても、私たちの生活に欠

かせない靴の生産を担っていた地域の歴史を大切にし、現代的に価値を高めることを通じて、その存在を知ってもらうことはできる。

つまり、「ブランディングを通じて部落の伝統的価値の向上を図り共有する」ということも、具体的に人や地域に触れる方法だと言える。

京都市でも、「この町が好きだから」と、まちづくりを通じて積極的な情報発信をしている地域がある。やはり、この町が好きだと堂々と言える時が来ないといけない。隠さなくてはいけない、言うのが憚られるというのは、部落差別が存在している状態である。誰でも故郷を堂々と、あるいは、さりげなく、言及できて当たり前である。まちの情報をポジティブに発信し、さらに他者と共有していくことが、まちづくりとして、大切なのではないか。

そして近年、「アライ」という言葉が、LGBTの取組の中で言われるようになってきた。他人（弱者）を思いやりましょうという日本型道德教育ではなく、もう一歩進んだ教育や啓発のあり方に対して示唆的な趣旨を含んでいる。自らのマジョリティ性を知り、自分を変えられる謙虚さや適切な行動選択のできる人づくりが非常に大事になってきている。

特に、人権問題に関しては、「私はいいことをしている」とか、「あなたはなぜそれを知らないのか」とすごんでしまつては、高圧的となる。マイノリティにとっても「ありがた迷惑」になってしまうときがある。これはあらゆるマイノリティに関わる課題に共通している。

使命感に燃え、無知なマジョリティに高圧的な態度を取り、マイノリティに過介入する。そして、優越感や解決主義に陥る。このような態度を慎重に排しながら、当事者とともに歩んでいく。一つ一つ人や地域と接してみて一緒に考えていくという行動選択をしないと、よい答えは出ない。

かつて「被差別」と表現してきた地域が、もう被差別という言葉を使わずに、〇〇町や〇〇村など、あたりまえの地域名で呼び合えて、かつ、あたりに「この町が好きだ」と言える状態を、共に作っていくには、「アライ」に関する議論が提起する、マジョリティ性の捉え直し（社会的アイデンティティの再構築）が必要であるだろう。それは、社会的公正教育とも言われ、既存の人権教育を刷新するものとして注目しているところである。

※インターネット上に掲載するにあたって、当日の講演内容を加筆修正した。